

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会  
第2回運営小委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月7日(水) 13:00~13:25
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
  - 公益代表委員 1名(城間貞 敬称略)
  - 労働者代表委員 3名(石川修治、喜納浩信、野原陽子 敬称略)
  - 使用者代表委員 3名(田端一雄、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)
  - 事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、嘉数賃金指導官)
- 4 議題
  - (1) 沖縄県新聞業最低賃金ほか3業種に係る改正の必要性の有無について  
使用者意見概要書について  
特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無についての検討
  - (2) その他
- 5 配付資料
  - (1) 特定(産業別)最低賃金関係労働者の考え方 (再掲)
    - 沖縄県糖類製造業
    - 沖縄県新聞業
    - 沖縄県各種商品小売業
    - 沖縄県自動車(新車)小売業
  - (2) 特定(産業別)最低賃金関係使用者意見概要書
    - 沖縄県糖類製造業
    - 沖縄県新聞業
    - 沖縄県各種商品小売業
    - 沖縄県自動車(新車)小売業

## 第2回運営小委員会（議事録）

### 崎原賃金室長

皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和6年度沖縄地方最低賃金審議会第2回沖縄県最低賃金運営小委員会を始めたいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、各委員の出欠の状況についてですが、公益委員が1名、労働者側委員が3名、使用者側委員が3名でございます。

運営小委員会の運営規程第2条により、委員の定数は9名でありますので、本委員会は最低賃金審議会令第5条第2項の定足数、各委員1名以上を含む過半数以上を満たしていることをご報告いたします。

なお、公益の島袋委員と岩橋委員は欠席でございます。

では、これからの議事の進行を委員長代理の城間委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

### 城間委員長代理

それでは、ただいまより第2回運営小委員会を開催いたします。

まず、本日の議事録署名人ですけれども、労働者側委員は野原委員、使用者側委員は福地委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

（はい、の声）

### 城間委員長代理

それでは、本日の次第1は「沖縄県新聞業最低賃金ほか3業種に係る改正の必要性の有無について」です。

そのうち「使用者意見概要書について」は「特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について」の検討となっております。

沖縄県の最低賃金がまだ決まっておりませんが、今年度は中賃の目安額が全ての額において50円と示され、現在慎重な審議が行われている状況です。

本日、この後の専門部会で検討されている状況も念頭に置かれてご検討をお願いいたします。

それでは、「使用者意見概要書」について、事務局のほうから概要の説明をお願いいたします。

### 崎原賃金室長

沖縄県の特定（産業別）最低賃金は、「糖類製造業」、「新聞業」、「各種商品小売業」、「自動車（新車）小売業」の4業種でございます。

全ての業種において改正決定の申出が提出されまして、申出労働者の方の考え方については第1回の運営小委員会のほうで委員より説明がありましたところです。

使用者の意見概要書についても提出がありましたので、私のほうで読み上げて説明をいたします。

資料のほうは9ページから15ページに添付しておりますが、まず、糖類製造業の概要書になります。

最低賃金の改正の意見・要望というところですが、読み上げますけれども、「令和5年度産原料サトウキビは台風や干ばつ等の天候不順の影響を受け、平成23年に次ぐ減産となり、製糖各社は大変厳しい経営状況にある。さらに安定的な生産量を確保するためには生産農家の高齢化対応や担い手の確保、機械化の推進等いまだ多くの課題が山積している。また、国からの経営改善計画による最大限のコスト削減、砂糖の消費量減少や資材費高騰、円安等の影響も大きく、また、働き方改革に伴う時間外労働上限規制の対応に向けた人員増や合理化、省人化に向けた工場整備等砂糖製造業の経営状況は非常に厳しいものとなっている。これらのことから、現行の地域別最低賃金を上回り設定する状況になく、糖類製造業の特定最低賃金の審議を行う必要性はないと考える」という経営者側のご意見でございます。

続きまして、新聞業になります。

1、業界の経済及び労働状況。長いところはいつまでご説明いたします。

「県内外を問わず購読者の高齢化と若年層の新聞離れによって、購読者数の永続的な減少に歯止めがかかる兆しはありません。各社紙面のデジタル化などで現状の打開を試行錯誤しながら発行を続けている状況にあります。県内ではコロナ禍後は観光業が活況にあり、それに伴い小売業や宿泊業も同様の好景気に置かれていますが、新聞業はその恩恵にあずかることが難しい業種でもあります。購読料とともに新聞社の大きな収入の柱は広告料ですが、近年は広告主自らウェブを活用するなどして新聞に頼らない傾向も増え、購読料とともに広告料収入も減少傾向にあります。」

2番目の業界の賃金の状況ですが、

「近年まで県内の他産業に比べ、新聞業は常に高い最低賃金設定がなされてきましたが、その理由に明確な根拠はありません。現在は労働人口の減少と好景気が後押しする形で県内賃金は上昇を続けており、新聞各社が最低賃金を大きく上回る条件で求人募集を行っているのが現状です。」

3番目の意見・要望についてですが、

「現在、新聞業のみならず人手不足の売り手市場は周知の事実であり、そのような状況の下、沖縄県の地域最賃も近年大幅な金額上昇がなされております。契約社員やパートの時給は既に1,000円以上で募集を行っていますが、応募者が減少しているのが現実です。」

飛ばしまして、

「本来、賃金の設定は、個々の実情を踏まえて労使間の交渉や協議を通じて決定が行われるべき事項であり、また厳しい環境の中においては、一律的な賃金アップではなく、メリ張りのある設定が必要であると考えます。需要と供給のバランスを考慮し、各社の置かれた実態を勘案

しつつ、戦略として賃金設定がなされることを希望するものであります。以上のことから、新聞業における特定最低賃金の設定の必要はないものと考えます。」

と意見しております。

続きまして、13 ページの各種商品小売業の 1、業界の経済及び労働状況。

上から 4 行目のほうから、「エネルギー・原材料価格の高騰や円安進行があり物価高騰につながり顧客ニーズの変容やコスト上昇と懸念材料もあり、依然として先行き不透明な状況が続いています。」

最後の行、「人手不足が深刻かつ常態化しております。」と。

2 番目の意見・要望についてですけれども、上から 3 行目のまたの部分からですね。「最低賃金の大幅な引上げにより、非正規・パートタイム労働者が、103 万円や 130 万円に届かないように労働時間を調整するケースがこれまで以上に増えております。『年収の壁』の問題は、現在の人々の働き方や家族の形態を踏まえて税制や社会保障制度を見直すとともに、労働者の正しい理解を促進することにより解消していくことが求められています。『年収の壁』に対する誤解や理解不足を解消するため政府による周知・広報を徹底すべきだと思います。」

今後も労働者の維持・確保は大きな問題であり、また賃上げについては避けられない状況にあると考えます。しかし最低賃金の大幅な引上げは、前述の『年収の壁』の問題にもつながり、現場の人手不足をさらに深刻化するなどの課題が生まれています。

多くのパートやアルバイトなどの人材に支えられている小売業は、最低賃金の大幅な引上げや物流費等の高騰などによってコスト増となり、さらなる企業努力が求められる厳しい状況となっています。つきましては、県内小売業界の混乱を招かないよう、特定最低賃金の設定によるさらなる賃金の引上げは必要ないと考えます。」

と意見しております。

最後、15 ページですね。「自動車（新車）小売業」になりますが、1、業界の経済及び労働状況。

「令和 6 年度沖縄県の新車販売の状況は登録者、軽自動車共に前年割れの状況で特に登録者の減少が顕著となっております。減少の要因としては物価の高騰、エネルギー価格の高騰による買い控えが考えられ、この傾向はしばらく続くものと思われまます。」

飛ばしまして、

「自動車業界においては、整備士の人材不足が喫緊の課題であることに加え、昨今は若年層が対面での接客を伴う営業職を避ける傾向となり、職種を問わず人材確保が難しい状況下に置かれております。今後も働く環境を整えるための設備投資も重要であると考えております。」

2 つ目の業界の賃金状況ですが、「県内自動車業界の人手不足解消を図る上で最低賃金改定は必要と認識しておりますが、昨今各社の事業環境の違い、賃金の考え方から給与水準にもばらつきが出てきている現状です。」

意見・要望としましては、

「労働者にとって最低賃金改定の重要性は理解できますが、上記のとおり業界全体として特定最低賃金を設定することは非常に難しいと考えております。」

以上「使用者意見概要書」についてご説明いたしました。

**城間委員長代理**

ただいま事務局から「使用者意見概要書」の説明がありましたけれども、これについて使用者側から何か補足等がございますでしょうか。

(田端委員、挙手)

**田端委員**

補足というか、この後の審議の中で意見をまた開陳したいと思います。

**城間委員長代理**

田端委員、ありがとうございます。

それでは、これより対象となっている4業種の特定最低賃金の改正の必要性の有無について検討したいと思います。

4業種ひとくくりではなく、業種別における検討も必要であると思いますが、まず、改正の必要性の有無について、各委員から意見をいただきたいのですけれども、どなたかご意見ありませんでしょうか。

(田端委員、挙手)

**城間委員長代理**

はい、どうぞ田端委員。

**田端委員**

ただいま使用者の意見概要書を見ていただいたんですけれども、それぞれの意見については、結論から申し上げますと、特定最低賃金の審議を行う必要性はないというふうに認識をしております。ということ踏まえた上で、なぜ審議を行う必要がないかということについて述べてみたいと思います。

昨年も申し上げましたけれども、本来、賃金水準につきましては労使間の交渉として決定されるものでありますが、その例外として最低賃金については最低賃金法に基づき、公労使からなる最低賃金審議会にその決定を委ねているところであります。

また、特定最低賃金については、地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合に、関係労使の申出を受けて、公労使3者の全会一致の議決を経て決定されるものであるということとは1点申し上げておきたいと思います。

他の産業よりも高い水準の賃金を設定することで、企業、産業の魅力を高めることができるというメリットがありますが、その新設・改廃は労使のイニシアチブに委ねていますが、

当該特定最低賃金の設定が民事的な効力、強制力を伴うものであることから、業界内の様々な意見に十分配慮することが必要であるというふうに考えております。

沖縄県における特定最低賃金につきましては、設定当初においては関係労使が一致して当該産業の魅力を高める指標との必要性を認め、設定されたものと思っておりますが、この数年の地域別最低賃金の大幅な上昇、今回も目安で 50 円という過去最大の目安が示されておりますけれども、そのことにより特定最低賃金の意義が薄らいできております。

また、最近では人手不足のために賃金を引き上げて募集を行っている事業者が増えてきたように、地域最賃を上回る賃金設定を行っている事業者が多数あるということも承知してはいますが、今回の特定最低賃金の使用者側の意見概要書にありますように、賃金の設定については個々の実情を踏まえて、個別の労使交渉や協議を通じて決定が行われるべきということや、業界内の各社の事業環境の違いや賃金の考え方から給与水準にもばらつきが出てきている状況にあることなどから、業界全体として特定最低賃金を設定する意義を認めていないという状況にあります。

このため、今回申出のあった「糖類製造業」、「新聞業」、「各種商品小売業」、「自動車（新車）小売業」の4つの特定最低賃金については、使用者側としては審議の必要性を認めないとしたところであります。

なお、申出のあった業界全体で特定最低賃金を設定することを認めた場合には、当然労使のイニシアチブで特定最低賃金を設定することは可能であり、それを否定するものではありませんけれども、残念ながら現状ではそのような状況ではなく、むしろ使用者側の反対もあることなどから、このような判断をさせていただいていることを念のため申し添えます。

使用者側の意見としては以上であります。

#### **城間委員長代理**

その他ご意見ありますでしょうか。

（石川委員、挙手）

#### **石川委員**

ありがとうございます。

労働者側の意見としましては、第1回の運営小委員会の中でも提示させた内容とちょっと重複するところではあるんですが、改めてその特定最低賃金の意義というところで労働条件の向上、公正競争の確保、また労使交渉の補完というところが一番ポイントなのかなというふうに思っております。日本の労働組合の組織率2割を切っているというところで、やはり労使交渉という手段を持たない方々の交渉の代替としてこういった特定最低賃金というのは設定されて、過去沖縄県でも設定された、今4業種のみとなっておりますが、そういった観点からこれまで設定されて議論がされてきたんだらうなというふうに思っております。

今回、もちろん残念ながら使用者の方からこういった意見もいただきましたので、こちらに

つきましては意見も尊重いたしますし、ただ、我々労働者側委員としましては当該労組の方々から申出、その意思があるということは尊重して、今年度も改正申出のほうをさせていただきました。また来年以降関係団体の皆様、それぞれ事前に労使協議の中でそういった必要性をもし確認ができるのであれば、また次年度我々も改正申出という形で行っていきたいと思っておりますが、最低賃金が年々上がっていく状況ではございますが、そこで特賃の重要性が薄れているといったご意見ももちろんありますが、我々としてはやはり地賃が上がっているからこそ産業の魅力を上げるための特定最低賃金の役割というのは引き続き重要だと考えておりますので、しっかりとご理解いただけるように今後も取り組んでまいりたいと思っております。

#### **城間委員長代理**

その他ご意見ありますでしょうか。

(喜納委員、挙手)

#### **喜納委員**

使側の皆様のご意見ありがとうございます。

田端委員がおっしゃったことももちろん労側としても理解するもので、もともとはそれぞれの産業において働く側の課題と、それから使側の経営の皆さんの課題が労使で確認できて、その中で特定最賃が果たす役割が何かということ協議したい、審議したいというのが労側の考えであります。4つについては非常に沖縄にとっても重要な産業、生活にとっても重要な産業で、どの産業もやっぱり人手不足、採用難になっているということで、その産業の中でどうやって人の確保をしていくか、その中に特定最賃がやっぱり生かされないかと、そういうことの協議をやっぱり僕らはしたかったというのが大きなところなんです。人手不足で起こっている課題について、それぞれのところで個別企業になるかもしれませんが、きっちり協議をしていただきたかったのですが、今回審議入りしなかったのは残念なことというふうに考えております。

使側の皆さんから出ている個別での賃金設定について、それは私ども民間ですから、それは分かりますけれども、大体それをやるとやっぱり使側の意向が強くて、低い賃金に抑えられるのがこれまでの常でした。要求どおりいつも民間の中で団体交渉して上がるとは私も思ってませんけれども、労側としてはこれまで低く賃金の引上げが抑えられた分、沖縄の賃金水準が3割近く全国平均より低く、物価なり生活にかかる費用は全国平均より高いという非常に厳しい生活が続いているのは、この4つの産業だけではないですけれども、ぜひそういった生活状況、それから産業として、どのように今後も継続経営していくか、そういうことを今後話していけるように労側としても努めて、また皆さんのほうに提示なりできたらなと思っております。

また今後ともよろしく願いいたします。

#### **城間委員長代理**

よろしいでしょうか。

その他ご意見ございますでしょうか。

(特になし)

**城間委員長代理**

それでは、4業種の特定最低賃金の改正の必要性の有無について取りまとめたいと思います。これまでの使用者側の説明、また労働者側の説明を踏まえると、残念ながら4業種全てにおいて改正決定の必要性について労使の意見の一致が見られないという状況になりました。

したがって、今回申出がなされた全ての特定最低賃金について全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達しなかった旨の報告を行い、本審に改正の必要性なしとの報告をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はい、の声)

**城間委員長代理**

それでは、事務局において報告書案をお配りしますので、少々お待ちください。

(事務局、報告書案の配付)

**城間委員長代理**

それでは、報告書をしばらくお読みいただきたいと思います。

報告書をご覧いただいて、その案のとおり報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい、の声)

**城間委員長代理**

ありがとうございます。

それでは、この報告書のとおり、この後、16時から開催されます沖縄地方最低賃金審議会本審に報告したいと思います。

これから報告書の写しを事務局よりお配りいたします。

(事務局、報告書写しの配付)

**城間委員長代理**

それでは、次の次第2として「その他」とありますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

**崎原賃金室長**

特にございません。

**城間委員長代理**

ありがとうございます。

それでは、これで第2回運営小委員会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。